



青木村と信州大学人文学部との連携協定に関する協定書

青木村と信州大学人文学部は、相互発展に資するため、資源及び研究成果等の交流を促進し、文化、教育、学術の分野等で連携協力するための協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、青木村と信州大学人文学部が包括的な連携のもと、文化、教育、学術の分野等で相互に協力し、地域の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

(連携事業)

第2条 両者は、以下の事項について連携・協力する。

- (1) 地域文化の振興
- (2) 人材の育成
- (3) 生涯学習
- (4) 学術研究
- (5) 学生教育
- (6) その他、両者が必要と認める事項

(連携協議会)

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進をはかるため、連携協議会を設置する。

(有効期間)

第4条 この協定は、令和7年7月12日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両者の合意により更新することができる。

(細目)

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について必要がある場合は、両者が協議して定めるものとする。

本協定書は2通作成し、それぞれ署名捺印の上、各自1通を保管する。

令和7年7月12日

青木村長

北村 政夫



信州大学人文学部長

金井 通

